

## 選手強化補助金交付要項

### 1 目的

国民スポーツ大会に向け、国スポ選手等の競技力を高めるために、各競技団体が実施する強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援する。

### 2 補助対象

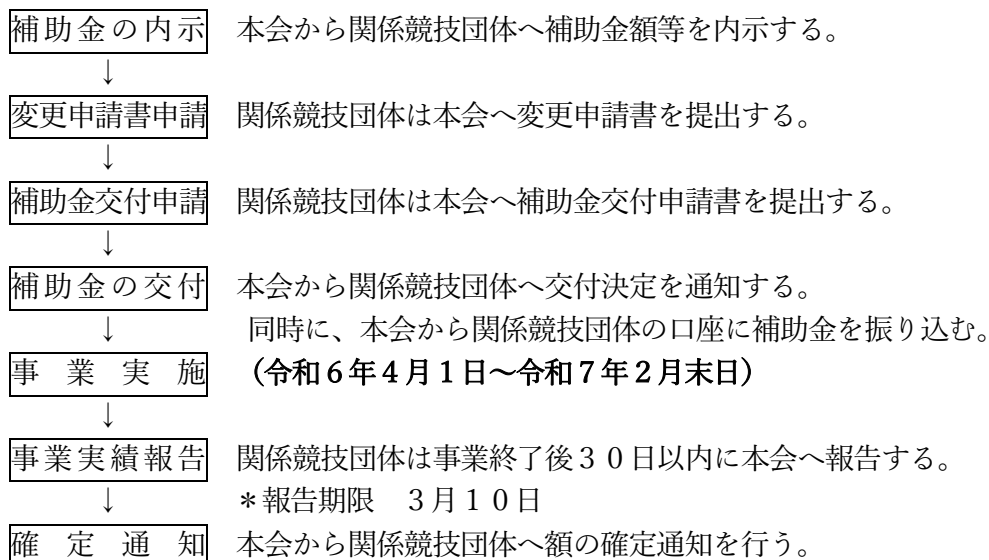
国民スポーツ大会の競技力向上のための競技団体の下記の取組

- (1) 強化合宿
- (2) 遠征合宿
- (3) 海外合宿 (支援額は、関東合宿(2泊3日8万円)相当経費以内とし、超過する部分は競技団体負担とする。)
- (4) 招待試合
- (5) 宿泊を伴わない強化練習

### 3 補助対象経費 (領収書の宛名は、競技団体名とする。)

- (1) 旅費
  - ①交通費
  - ②宿泊費 県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、競技団体負担とする。
  - ③旅行雑費 監督、コーチ、選手に限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。
  - ④駐車料金 役員、監督、コーチ、成年選手に限り、旅行命令に基づくもののみとする。
- (2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等
- (3) 需用費 競技用消耗品等
- (4) 役務費 手数料(代表口座から種別ごとの口座に振り込む際の手数料のみ)

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年3月4日一部改正	令和4年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正	令和5年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	令和6年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正	